

# 付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2） 記載の手引

（令和7年改正）

## 1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) 清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「 第1号 法第72条の2第1項第3号 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じて、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。
2 「収益配分額の計算」（①から④までの各欄）	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。） 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額
3 「単年度損益⑥」	次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定めるところにより記載してください。 (1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表10⑨)」と、「別表5③」とあるのは「(別表5③－別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表10⑫)」と、「別表5③」とあるのは「(別表5③－別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表11⑫)」と、「別表5③」とあるのは「(別表5③－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式⑥」とあるのは「(第6号様式⑥－別表11⑬)」と、「別表5③」とあるのは「(別表5③－別表11⑬)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (5) 租税特別措置法第59条の2の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表4）の33の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合には当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合には当該額を減算した金額を記載してください。 (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表17(2)の3）の10の欄から23の欄を控除した金額を加算した金額を記載してください。 (7) 第6号様式別表5の⑰から⑳まで、㉓及び㉔の各欄に記載のある法人 これらの欄の合計額を減算した金額を記載してください。 (8) 第6号様式別表5の㉕の欄に記載のある法人 同欄を加算した金額を記載してください。 ※ 本都内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載してください。

4 「付加価値額⑥」	※ この欄の金額が零又は負数である場合は、零を記載してください。
5 「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載してください。 ⑥の欄が零の場合には、記載しないでください。
6 「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載してください。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
7 「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載してください。
8 「雇用者給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の3の⑥の欄の金額を記載します。
9 「資本金等の額⑫」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の②の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑤の欄の金額 (3) 法第72条の21第1項各号又は第2項の規定の適用を受ける法人（(6)に掲げる場合を除きます。） 第6号様式別表5の2の3の③の欄の金額 (4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項、第11項及び第12項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規定する金額 (5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円 (6) 課税標準の特例（法附則第9条第18項）の規定の適用を受ける法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 下表「法人税の資本金等の額3」の⑳欄の金額 (ロ) 法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける場合 第6号様式別表5の2の3の⑨欄の金額 (7) 課税標準の特例（法附則第9条第24項又は第26項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑬欄の金額 (8) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉑欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額3」の㉒欄の金額のいずれか大きい方の額
10 「当該事業年度の月数⑬」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載してください。
11 「⑫×⑬/12 ⑭」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
12 「控除額計⑮」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の⑩欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑪欄の金額 (3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の⑫欄の金額 (4) 法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の⑩欄の金額
13 「⑮のうち1,000億円以下の金額⑯」、「⑮のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額」×50/100⑰及び「⑮のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額」×25/100⑱」	(1) 事業年度が1年に満たない場合における⑯から⑰までの各欄の区分の金額は、それぞれ当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額とします。 (2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨ててください。

<p>14 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉒」及び「計㉓」</p>	<p>法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載してください。次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第4号に掲げる事業(以下「特定ガス供給業」といいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計㉓」の欄には、㉑欄、㉑欄及び㉒欄の合計を記載してください。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合</p> <p>(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合</p> <p>(3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合</p> <p>(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合</p> <p>※ 従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>15 「課税標準となる資本金等の額 ㉔」</p>	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p>
<p>16 「2. 資本金等の額の明細」(㉕から㉗までの各欄)</p>	<p>「法人税の資本金等の額3」の欄は、法人税法上の資本金等の額(法人税の明細書(別表5(1))に記載したところに準じた金額)を記載してください。</p>